

第 2 次神奈川県イノシシ管理計画素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に基づき策定している神奈川県イノシシ管理計画（以下「第 1 次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第 2 次神奈川県イノシシ管理計画（以下「第 2 次計画」という。）の策定の検討を進めている。このたび、第 2 次計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では、近年、イノシシによる農作物被害が増加し、また、生息分布が拡大しており、これまで長年にわたって生息が見られなかった横須賀市、逗子市及び葉山町等の相模川以東の地域にも拡大した。

こうした状況に対応するため、平成 30 年 3 月に第 1 次計画を策定し、管理事業を実施してきたが、イノシシによる農作物被害・生活被害は依然として高水準であるほか、令和 2 年、県内では初となる豚熱の感染が確認され、現在も野生イノシシから豚熱ウイルスの検出が続いている。

このようなイノシシによる農作物被害・生活被害を軽減し、人身被害を防止するため、棲み分けによる両者のあつれきを減らしていくことを目的として、管理事業の継続が必要なため、第 1 次計画に引き続き、第 2 次計画を策定することとした。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

(3) 計画の期間

2023（令和 5）年 4 月 1 日から 2027（令和 9）年 3 月 31 日

(4) 計画対象区域

神奈川県全域

(5) 第 1 次計画の成果と課題

ア 目標の達成状況

第 1 次計画での 3 つの目標について、以下のとおり一部達成した。

○農作物被害の軽減

… 管理目標値：平成 29 年度農作物被害金額(37,827 千円)からの減少

… 達成状況：達成(令和 3 年度 31,751 千円) ただし、数値の増減が大きく、今後も減少傾向が見られるかは引き続き注視

○生活被害の減少、人身被害の防止

… 管理目標値：平成 29 年度生活被害件数(448 件)からの減少、人身被害の発生の防止

… 達成状況：一部達成(令和 3 年度生活被害件数 246 件、人身被害件数 2 件)

○生息分布拡大の防止

…管理目標値：平野部及び相模川以東の生息メッシュ数[※]について、平成30年度生息メッシュ数(全体281、うち相模川以東6)からの減少

…達成状況：一部達成(全体217、うち相模川以東8)

※：捕獲情報から作成した約1.6キロ四方のメッシュ数

イ 被害防除対策

県、市町村、農業者等が、農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金や県の各種補助金等を活用し、集落環境整備、防護柵の設置等の各種の被害防除対策を実施した。

しかし、被害防除対策については市町村が行う地域ぐるみの対策を広げ、今後も継続していく必要がある。

ウ 捕獲

主に市町村等が主体となって、被害に応じた捕獲を実施し、県も捕獲や捕獲の担い手育成を支援した他、捕獲個体の処理については、令和4年度、新たにジビエ利用のための食肉処理加工施設が設置された。

しかし、捕獲の担い手不足への対応や、県内で豚熱が発生したことを踏まえた養豚農場周辺での捕獲強化や防疫措置等を実施する必要がある。

エ 豚熱のまん延防止のための取組

県は、畜産部局と連携し、野生イノシシのサーベイランス体制の構築、野生イノシシへの経口ワクチン散布、捕獲の際に必要な防疫措置の周知、防疫資材の配布、有害鳥獣捕獲補助金の上乗せ等の各種の取組を実施した。

しかし、野生イノシシでの感染確認が続いていることから、引き続き、豚熱のまん延防止のための対策を継続していく必要がある。

オ 生息分布が拡大している地域での対策

相模川以東では、横須賀三浦地域において個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、県は毎年度策定した指定管理鳥獣捕獲等実施計画に基づき、生息状況調査の他、市町等が捕獲を行っていない区域・手法での捕獲や、ICT技術の検証を行った。

また、相模川以東では近年までノシシが生息していなかったため、地域の体制が確立されていなかったが、現在は市町村等主体での捕獲が進みつつある。

しかし、県による市町等が捕獲を行っていない区域・手法での捕獲で実績が得られなかったこと、横須賀三浦地域全体で生息頭数と生息分布が増大傾向であることを踏まえ、今後も継続して対策を実施する必要がある。

カ その他管理のために必要な事項

県は、大型獣類が市街地へ出没し、人身被害等の発生の恐れが生じた場合に、関係機関が連携して対策が行えるよう、令和4年3月に「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」を策定した。

(6) 第5次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標と管理目標値

○農作物被害の軽減

…管理目標値：令和3年度農作物被害金額(31,751千円)からの減少

○生活被害の減少、人身被害の防止

…管理目標値：令和3年度生活被害件数（246件）からの減少、人身被害の発生の防止

○生息分布拡大の防止

…管理目標値：平野部及び相模川以東の生息メッシュ数について、令和3年度生息メッシュ数（全体217、うち相模川以東8）からの減少

イ 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図り、あつれきを解消する観点から、市町村や農業者団体、住民が主体となって、集落環境整備、防護対策、捕獲といった地域ぐるみの取組を継続するとともに、県が生息状況や被害状況のモニタリングを行うことにより、得られた情報をもとに効果的な対策を推進し、イノシシによる被害の軽減及び生息分布の拡大防止を図る。

また、新たな課題として、野生イノシシにおける豚熱の感染確認が継続していることから、畜産部局と連携した対策を継続する。

相模川以東の地域については、イノシシが生息するエリアが市街地と隣接していることから、生息分布及び被害の拡大を防止する取組を行い、イノシシの定着を解消する。

(7) 管理事業

ア 被害防除対策

被害防除対策として、地域の実情に応じて、集落環境整備や農地への防護柵の設置、広域防護柵の設置等、総合的に推進する。

なお、被害防除対策には、地域ぐるみの対策が必要不可欠であるため、県及び市町村は、住民等を中心とした体制づくりを支援し、地域の主体的な取組を促進する。

イ 捕獲

捕獲は、被害に応じて市町村等が行う捕獲と狩猟を基本に実施する。

被害に応じて市町村等が行う捕獲については、引き続き市町村等が主体となって捕獲を実施するとともに、活用可能な事業を積極的に利用し、効果的・効率的に実施するように努める。

狩猟については、イノシシの捕獲を促進するため、イノシシ猟に係る狩猟期間の延長（猟区を除く可猟域において、狩猟期間末日を2月15日から2月末日へ延長）と、輪の直径が12cmを超えるくくりわなの禁止猟法からの解除を継続する^{※1}。

また、県は、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等実施計画を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲等を実施する他、捕獲の強化施策として、市町村等が行う有害鳥獣捕獲実施者への奨励金交付に要する経費に対し補助金を交付する「有害鳥獣捕獲奨励補助金」を継続する^{※2}。

※1：ツキノワグマを錯誤捕獲するおそれのない17市町（横浜市、川崎市、相模原市（緑区を除く）、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町）に限る。

※2：令和3年度から令和5年度までの3年間限定の措置

ウ モニタリング

県は、イノシシの生息状況、被害状況、対策状況などを総合的に把握し、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者と情報共有を行う。

なお、イノシシについて生息密度の新たな推定手法が試行されていることが環境省より

報告されており、県内で適用可能な実施手法があるのか検討を進めていく。

エ 豚熱のまん延防止のための取組

県は、畜産部局と連携し、捕獲の際の防疫措置の周知及び防疫資材の配布、野生イノシシへの経口ワクチン散布、養豚農場への豚熱の感染のおそれ大きい地域における有害鳥獣捕獲奨励補助金の上乗せ等を継続する。

オ 生息分布が拡大している地域での対策

相模川以東のうち、横須賀三浦地域においては、2013（平成 25）年度頃から、再び生息が確認され、農作物被害も発生している。

現在生息する二子山山系は、周囲を市街地に囲まれており、また、三浦半島の南部地域は、露地野菜の専業農家が集まる全国有数の大産地を形成していることから、今後生息分布が拡大した場合、生活被害・人身被害や農作物被害が増加していくおそれがある。

これらのことから、同地域において、イノシシの定着解消に向けて、個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、県、市町、農業者団体および住民で連携し、被害防除対策や捕獲等の対策を実施する。

カ その他管理のために必要な事項

イノシシが市街地へ出没し、人身被害等の発生の恐れが生じた場合は、県が令和 4 年 3 月に策定した「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」を参照しながら、関係機関が連携して対応し、人身被害等の発生を防ぐことに努める。

2 今後のスケジュール（予定）

令和 4 年 9 月	環境農政常任委員会へ計画素案を報告
10 月	計画素案について県民意見募集 市町村への計画素案に対する意見照会
令和 5 年 2 月	自然環境保全審議会へ計画案を諮問 環境農政常任委員会へ計画案を報告
3 月	計画策定・公告